

栃木県で



とちぎカーボンニュートラル実現リーダー
ニュートラクくん

既存住宅の断熱リフォームを お考えの皆様へ

令和8年度

子育て世帯等住宅断熱化支援事業

のご案内

補助対象者

- 開口部の断熱改修又は躯体の断熱改修を実施した子育て世帯等※向け住宅を所有する個人・法人

※18歳未満の子を有する世帯又は夫婦いずれかが39歳以下の世帯

- 賃貸・集合住宅も対象となります
- 断熱リフォームに係る国補助金の交付を受けていることが必要です

補助金額

- 1戸あたり国の補助金交付額の1/2
または10万円/戸のいずれか低い額
(千円未満切り捨て)

申請等の手続き

- 申請受付：令和9（2027）年1月29日まで
※予算額に達し次第終了・受付先着順
- 申請には、国の断熱リフォームに係る補助事業の交付決定・事業完了が確認できる書類が必要です

断熱リフォームでこんなメリットが

- 窓からの冷気を感じにくくなった
- カビや結露が発生しにくくなった
- 暖冷房がよく効き光熱費が下がった
- 周りの騒音が気にならなくなった



上乗せ対象となる国補助事業の例 ※R7.3.24以降に国へ交付申請しているものに限る

○みらいエコ住宅2026事業
補助上限額：1戸あたり100万円（最大）

○先進的窓リノベ2026事業
補助上限額：1戸あたり100万円（最大）

- リフォームの内容により額が変わることがあります。
- 各支援事業の詳細は、ホームページでそれぞれの交付要領等をご確認ください。



提出・問い合わせ先

〒320-0801
栃木県宇都宮市池上町4-1 東栄ビル4階
栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金事務局
電話 028-341-6174（直通）
Email tochigi-juutaku@bsec.jp

詳しくは県HPへ

